

4月から

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります



これまで国で一律に行っていた介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)と介護予防通所介護(デイサービス)を、市が主体で行う事業に移行し、地域の実情に応じたサービスとして提供していきます。住み慣れた川口でいつまでも安心して暮らせるように「総合事業」を利用して積極的に介護予防に取り組みましょう。

3月31日まで

4月1日から

総合事業

ここが
が始まると
変わります

総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」のみを利用する場合は、要介護・要支援認定の更新時に、**基本チェックリスト**※の判定を受け、事業対象者に該当すれば、更新手続きをしなくてもサービスを利用できます。なお、初めてサービスを利用するかたは、要介護・要支援認定申請が必要です。



※「基本チェックリスト」は心身機能低下の有無を確認する25項目の質問票です。運動・口腔・栄養・うつ症状・閉じこもりなど要介護の要因になりやすい生活機能を確認します。

要支援1・2のかた

予防給付

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与 など

現行通り

総合事業に移行

訪問介護・通所介護

介護予防が必要・元気なかたなど

介護予防事業

- 介護予防が必要なかたへの介護予防教室
- 元気なかたへの介護予防講座 など

※現在、介護予防訪問・通所介護を利用のかたは、認定更新後から移行します。



総合事業に移行

予防給付

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 福祉用具貸与 など



総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
- 通所型サービス



一般介護予防事業

- 筋力向上(運動教室)
- 口腔機能向上
- 生き生きデイサービス
- 介護予防ギフトボックス



介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2のかた
事業対象者

訪問型サービス(ホームヘルプサービス)

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合いなどを受けることが難しいような場合に、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。



通所型サービス(デイサービス)

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けられます。また、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といった選択サービスも受けられます。



一般介護予防事業

65歳以上の
すべてのかた

筋力向上(運動教室)

理学療法士などが筋力トレーニングや転倒予防のための指導を行います。



口腔機能向上

歯科衛生士などが歯みがきや摂食・えん下機能の訓練や指導を行います。



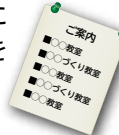
生き生きデイサービス

介護予防のための簡単な体操や、健康・生きがいづくりなどに関する講話を行います。



介護予防ギフトボックス

市内で活動している健康や生きがいづくり、仲間づくりなどに役立つ教室を案内します。



問い合わせ・・・長寿支援課 ☎048-259-7651 FAX048-258-0670